

東京海区（小笠原海域）におけるそでいか漁業の委員会指示

1 指示事項

小笠原海面のそでいか漁業の制限

2 指示を行った背景等

水産センターや地元漁協が開発した、そでいか漁業の操業上のトラブル防止及びいか資源保護

3 指示開始年

平成6年6月21日（第77回小笠原海区委員会）

平成16年8月、東京都内湾海区・東京都島部海区・小笠原海区が統合、東京海区が委員会指示を承継

4 有効期間

1年間（毎年更新）

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

5 指示の目的

操業上のトラブル防止及びいか資源の保護

6 指示の対象者

漁業者（漁業種類：そでいか漁業）

7 対象魚種

そでいか、あかいかな等

8 主たる内容

- ・ 小笠原海域で承認制の実施（総トン数5トン以上20トン未満）、小笠原支庁管内漁船が対象
- ・ 隻数、針数、たる数、たる連結延長等の制限等

東京漁調指示第 5 号 (案)

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年 月 日(公報登載日)

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文

(禁止操業)

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数20トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

- 2 総トン数5トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(1) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、45隻とする。

(2) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸1本当たり10本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、30組以内とする。

ウ たるを連結する場合は4たる以内とし、連結総延長は300メートル以内とする。

(3) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(4) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和5年7月31日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

- 3 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

- 4 この指示の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとする。

変更箇所